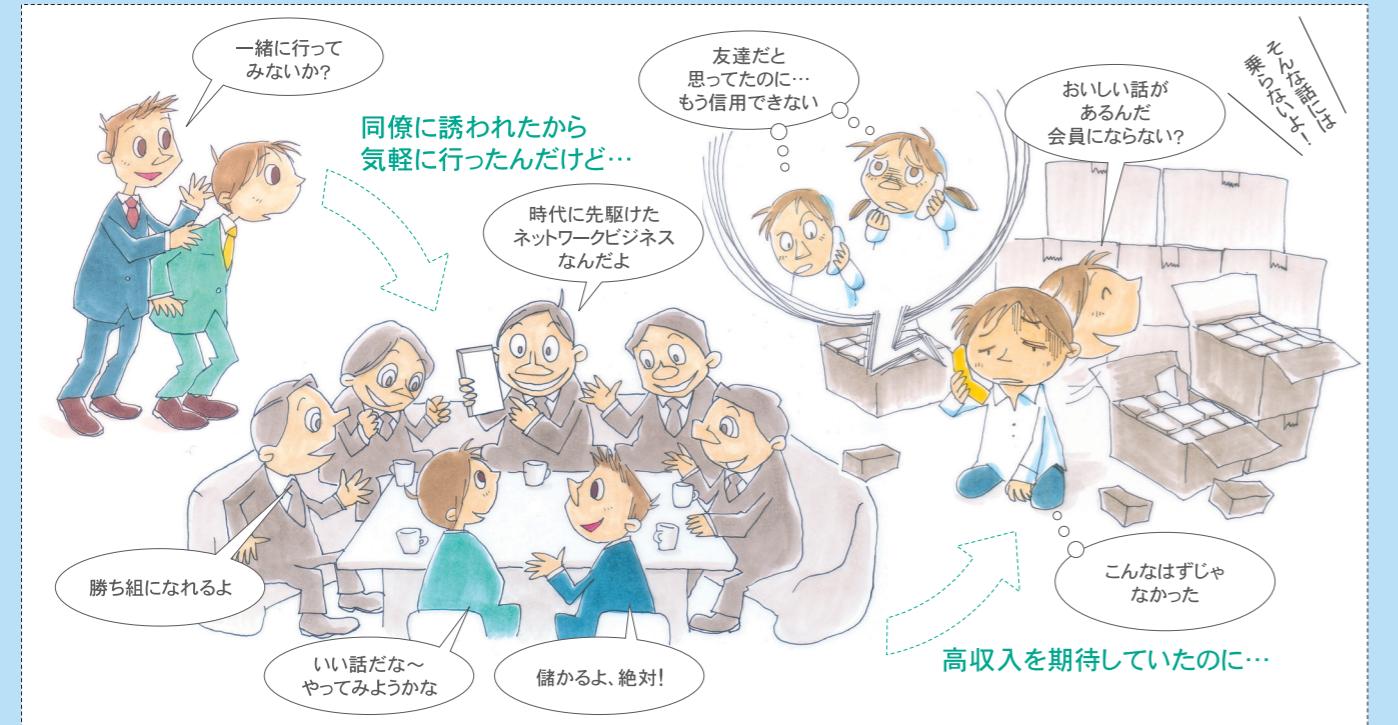


# 1 マルチ商法

商品を買って会員になり、知人を組織に勧誘して商品を販売すればリベートがもらえる商法です。ビジネスの知識に乏しい消費者に「誰でも簡単に確実に儲けられる!」などと言って商品の販売組織に勧誘し、契約させる違法なマルチ商法には、注意が必要です。



## こんな手口で狙われる!

事例1 「商品を売るだけで簡単にマージンが入る。」と誘われ、クレジットで健康食品を買って販売組織に加入したが、商品は売れず在庫とクレジットの支払いだけが残った。

事例2 同僚からイベントに誘われ、会場に行ってみるとネットワークビジネスの説明会だった。「代理店になって人を勧誘すれば、高収入も夢じゃない!」と熱心に説明され契約したが、不審がって誰も入会してくれず、友人関係が壊れてしまった。

## 手口のネタ

- ・多機能付ファックス機器、多機能電話機
- ・インターネット端末機器
- ・浄水器
- ・健康食品
- ・化粧品、美顔器
- ・婦人補正下着など

# 2 内職商法

「内職をあっせんする。自宅で簡単に高収入が得られる。」などと勧誘し、仕事に必要であると言って様々な商品やサービスを購入させる商法です。教材費、材料費、登録料などの様々な名目でお金を支払っても、実際に仕事が提供される保証はありません。



## こんな手口で狙われる!

事例1 「在宅で高収入」という広告を見て業者に連絡し、仕事に必要なソフトを購入して、登録費用を支払ったが、仕事を全く提供してもらえない。

事例2 「技術を身につければ自宅で開業可能」と電話で勧誘を受け、教材一式の契約をした。何度もチェックを受けても合格させてもらえず、そのうち業者と連絡が取れなくなってしまった。

## 手口のネタ

- ・パソコンのデータ入力
- ・ホームページ作成
- ・メール配信
- ・宛名書き
- ・装飾品工芸
- ・雑貨組み立て
- ・軽貨物配達業
- ・チラシ配布
- ・テープ起こしなど

## トラブル予防のポイント

その1 少数の上層部のみが利益を得られる仕組みであるため、多くの人が必ず儲かる保証はありません。疑問に思ったら、きっぱり断りましょう。

その2 嘘をついて人を勧誘すると処罰の対象になり、また、人間関係を悪化させる危険性があります。

クーリング・オフ期間は契約書面受領日から20日間! 記入方法は⑦ページをご覧ください。

## トラブル予防のポイント

その1 「簡単に高収入」のような甘いセールストークは信用してはいけません。

その2 内職をあっせんする前に様々な名目で金銭の支払いを求める業者には注意が必要です。

その3 仕事の提供条件、納期や報酬の支払い条件などを事前によく確認しましょう。

業務提供誘引販売取引の場合

クーリング・オフ期間は契約書面受領日から20日間! 記入方法は⑦ページをご覧ください。